

中野区教育委員会会議録 平成26年第7回臨時会

○開会日 平成26年9月26日(金)

○場 所 中野区教育委員会室

○開 会 午後 7時00分

○閉 会 午後 8時22分

○出席委員

中野区教育委員会委員長	小 林 福太郎
中野区教育委員会委員	渡 邊 仁
中野区教育委員会委員	高 木 明 郎
中野区教育委員会委員	大 島 やよい
中野区教育委員会教育長	田 辺 裕 子

○出席した関係職員

教育委員会事務局次長	奈 良 浩 二
副参事(子ども教育経営担当)	辻 本 将 紀
副参事(学校再編担当)	石 濱 良 行
副参事(学校教育担当)	伊 東 知 秀
指導室長	川 島 隆 宏
副参事(子ども教育施設担当)	伊 藤 正 秀
子ども教育部副参事(保育園・幼稚園担当)	古 川 康 司

○担当書記

子ども教育経営分野	片 岡 和 則
子ども教育経営分野	高 橋 綾 菜

○会議録署名委員

委員長	小 林 福太郎
教育長	渡 邊 仁

○傍聴者数 0人

○議事日程

〔協議事項〕

- (1) 平成27年度（2015年度）教育予算編成に向けての基本姿勢について（子ども教育経営担当）
- (2) 中野区立小中学校の夏季休業日の変更について（指導室長）
- (3) 中野区立小中学校施設整備計画について（子ども教育施設担当）

〔報告事項〕

(1) 事務局報告事項

- ① 子ども・子育て支援新制度における区立幼稚園利用者負担の考え方について(案)
(保育園・幼稚園担当)
- ② 中野区立小中学校施設整備計画（案）に関する意見等について（子ども教育施設担当）

中野区 教育委員会
第7回臨時会
(平成26年9月26日)

午後 7 時 0 0 分開会

小林委員長

ただいまから、教育委員会第 7 回臨時会を開会いたします。

本日の委員の出席状況は全員出席です。

本日の会議録署名委員は渡邊委員にお願いいたします。

本日の議事はお手元に配付の議事日程のとおりです。

なお、本日は事務局報告事項の 1 番目に関連して、子ども教育部副参事、保育園・幼稚園担当古川副参事に出席を求めていますので、ご承知おきください。

それでは日程に入ります。

<議決案件>

小林委員長

協議事項の 1 番目、平成 27 年度（2015 年度）教育予算編成に向けての基本姿勢についての協議を行います。

事務局から説明をお願いいたします。

副参事（子ども教育経営担当）

平成 27 年度（2015 年度）教育予算編成に向けての基本姿勢につきまして、ご説明申し上げます。お手元の資料をごらんいただきたいと存じます。

先般、区長名で予算の編成方針が発出されてございます。例年これを踏まえまして、教育予算編成に向けての基本姿勢を教育委員会として決定をさせていただいているところでございます。本日、ご協議をいただきまして、次回の教育委員会にて議案としてご審議を賜ればと考えているところでございます。

それでは、資料をごらんいただきたいと存じます。冒頭、かがみ文ということですが、区長が先般定めた予算編成方針を踏まえまして、教育委員会といたしましてみずからの権限と責任におきまして主体的に予算編成を行っていくということを述べてございます。また、新たな教育課題に的確に対応し、教育の充実を推進していくことを述べているところでございます。

記書き以下の施策を厳選して展開していくこととしてございます。記書き以下をごらんいただきたいと存じます。

まず一つ目でございますが、教育施策と子育て施策の積極的な連携でございます。二つ目は子どもたちの学習習慣及び学習内容の確実な定着でございます。三つ目は、人権教育

及び道徳教育の充実並びにいじめや不登校への対応力を高める取り組みの推進、四つ目でございますが、子どもたちの健康増進、体力の向上でございます。五つ目は、特別支援教育の充実でございます。六つ目でございますが、学校再編計画第2次の推進、また、七つ目では、教育環境の整備を進める。また、最後に八つ目でございますが、特色ある図書館づくりといった記載をしてございます。

説明につきましては以上でございます。

小林委員長

ただいまの説明について、ご質問、ご発言がありましたらお願いいたします。

高木委員

今、ご説明をいただいた基本姿勢の8番目の「特色ある図書館づくりの推進」でございますが、非常に重要だと思うのですけれども、今まであまり特色ある図書館づくりについて教育委員会で突っ込んだ議論を最近はしていないかなと思うのです。平成27年度に向けて事務局として「特色ある」ということでどういったことを、今の段階でざくっと想定しているのかというのを少しご説明いただければと思います。

副参事（子ども教育経営担当）

新たな取り組みというよりもこれまで継続しておりました課題解決型図書館づくりということでは、中央図書館も含めましてテーマを設定し、それに関係する関係図書を充実させましたり、企画展示を行ったりしているところでございます。そういった取り組みをさらに充実していく、継続していくというような意味合いで載せさせていただきました。

田辺教育長

そういう取り組みもしているのですけれども、昨年からは指定管理制度になりまして、民間事業者の創意工夫もされてきているわけですし、改めて今、それこそインターネットがどんどん普及して電子図書というようなものも出ている中で、やっぱり中野区の図書館、インターネット環境ということではなかなか整備は充実しているというわけでもないのですけれども、やっぱり活字の文化を尊重してなるべく区民の生涯学習に寄与していくというようなことも大事だろうというふうに思っていて、そうしたことを意を酌んで指定管理者も様々な企画や、利用者をふやすような取り組みもしていますので、そうしたことを中野区としてもなるべく図書館人口をふやすという意味で、それぞれ各館ごとに、それこそ特色ある活動をしていきたいということでここに書かせていただいております。

高木委員

図書館につきましては、指定管理者に移行することによって区民の方へのサービスの向上ですとか、あるいはシステムのリプレイスでいろいろな利便性の向上というのは我々も十分認識はしていると思うのです。もちろん、これがだめということではないのですが、地域館ごとの特色あるといったときに、我々が残念ながら今の段階ですと、あの館はあれがあるよねとちょっと思い浮かばないようなところがございますので、非常に重要なテーマだと思いますので、また機会がありましたら現状の報告をタイムリーにさせていただくといいかなと思います。

小林委員長

それでは、そのほかいかがでしょうか。

大島委員

大体中野区の教育として進めていこうと思っているような取り組みはほぼ入っているかなというふうに見ていたのですけれども、学力、それから体力のこと、あと道德教育というようなことも触れられていますし、それから学校再編の取り組みを推進するという事とか、あと施設の修繕とか改修、整備のことも入っていますので、あと特別支援教育も入っていますし、主要な課題と思われるようなものは、ほぼ網羅しているかなというふうに考えておりますので、これは基本姿勢としてはよろしいのではないかなというふうに感じました。

渡邊委員

この人権教育、道德教育を充実するというような言葉を入れていただいたのは非常にうれしく思っております。

少し教えていただきたいのですけれども、子どもたちの発達の段階、学びの連続性を踏まえた意図的、計画的と書いてあるのですけれども、意図的というのはどのような目的を持ってここに何か書かれたのかなというのをちょっと教えていただければと思います。

指導室長

学校で行う教育活動は全て何らかの目的を持ってやりますので、子どもたちにどういう力をつけて、その先どういふふうに伸ばしていきたいかということを経合的に考えて、では、小学校4年生の段階ではこういふこと、小学校1年生の段階ではこういふことをやっていく必要があるということで、意図的・計画的といういふ表現を使っています。

小林委員長

ほかによろしいでしょうか。これは予算編成の基本姿勢ですから、今、大島委員が先ほ

どご発言のとおり、全体的に網羅できているという部分もありますし、さらにもう少し細かく見ていくと、例えばキーワードとしては、生きる力という言葉だとか、体験活動とか、情報教育、ICT教育だとか。ただ、これは予算の裏づけがある程度とれないと不用意に入れればよいというものではないと思いますので、ある程度特化してということだと思っておりますが、私は生きる力とか情報教育とか体験活動とか、あとは連続性ということがありますが、小中連携教育にも力を入れていきますし、そういう部分はともかくとして、ぜひ今後において入れておきたいという内容は、やはり特色ある教育活動ということなのですね。ただ、これは特色ある教育活動というものを入れたときに、では、予算の裏づけとしてどういうものがあるかというふうに問われてしまうと厳しいので、一概にただ入れてくださいということではないのですけれども、今後の教育の、中野区の義務教育学校のあり方として、もちろん幼稚園も含めて、そういったスタンスをどうしていくか、これはかなり教育目標との整合性もあるわけなのですけれども、少し入れるか入れないかは別としても、こういう機会にこれから中野区の教育をどういうふうにしていくかというときの大きな指針になると思うので、私自身は特色ある教育活動というものを少し全面に出していきたいなど。それは各学校の特色でもあるし、中野区の特色でもあるしという意味で重要なのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

渡邊委員

とても賛成なのですけれども、「特色のある」という言葉は本当に使い方が難しい。だけど、我々としては何か魅力あるものだったりとか、何か目標を持って、違ったこととか、新たなことに踏み出していくというふうないろいろな意味合いで捉えれば、確かにそういった言葉というのをに入れておいて、我々はやるぞという意欲が何かこの学校をよくするぞというような意欲が伝わってくるので、そういう意味も踏まえて、少なくとも予算とかを考える上ではとてもいいように思います。

指導室長

現在というか、昨年度から始めて小中連携というのは中野区の教育の一つにしていきたいですし、2年目を迎えて基礎段階がこれから固まっていくと思うのですけれども、さらに発展させていって、教育課程の連続性などもきちんとつくっていく必要があるかなと思っています。

あと、ここ数年で大学が二つ来まして、大学との連携は少しずつ始めて、学校現場にも大学生が入って補助をするなんていうことも進めていますので、その先ですね。例えば、

留学生などを活用して国際理解教育をもう少し推進するだとか、また小学校の英語教育が今後始まるのであれば、そこでやっぱりその延長線上で考えていくとかということが必要になってくるかなというふうに思います。

小林委員長

特に中野区の特色として、いわゆる組織として単に学校教育だけではなくて、広く子どもの施策ということでなっていますので、今、指導室長からあったように、いわゆる大学との連携もそうですし、幼稚園、保育園との連携とか、今、教育制度がかなり柔軟に伏線的にやっていこうという流れもある中で、そういう連携教育。そこでは連続性を踏まえてという言葉もありますので、そこから読み取れないこともないと思います。

私の特に、あえてこだわるとすれば、渡邊委員がおっしゃったように、ただ奇をてらって違うことをするというのではなくて、魅力ある学校ということだと思います。それによって教育活動が活性化して、充実していくというか、そういうようなもの。

それから、もうちょっと深めていくと、本区はあえて選択制をとっていないわけで、選択性をとらないという一つの理由として、そこをもう少し大々的にいい意味で売り出していくというか、となるとやっぱり地域との連携とか地域に根差した教育の必要性というのが一番やりやすいと思うのです。ただ、そういう点では、選択性はやっていないけれども、前とはそんなに変わっていないねということであれば、やらない意味も今後問われてくると思いますので、その辺も少しこういう機会に、私たち教育委員も少しこれからどうしていこうかということを考えていく必要があるのかなというふうには感じました。

大島委員

中野の教育のあり方という点では、委員長や渡邊委員がおっしゃったような視点は非常に重要だと思うのですが、それでこの基本姿勢についてにちょっと戻って私もさっきから考えていたのですが、委員長は特にこの中に文言を入れる入れないはこだわらないというようなこともちょっとおっしゃっていましたが、例えば1項目、特色ある学校活動とか学習活動と入れる方法もあると思うのですが、それほど特に別の項目を立てるほどではないともし思われるのであれば、例えばこの2項の中に一言入れ込むというやり方もあるかなと、ちょっと聞きながら思っていたのです。

例えば「意図的・計画的な教育活動を展開し」の後で、各校における特色ある学習活動を展開しとか、ちょっと一言入れると、委員長の意も通じるのかなと今思ったりしていましたが。特に私も絶対そうしてくれということではございません。

田辺教育長

今の皆さんのお話を伺っていて、これ項目をふやすことは全然やぶさかではありませんので、ちょっと今、文章を考えていたのですけれども、例えば小中連携教育を推進するとともに、大学や地域との連携を強化し、魅力ある、特色のある教育活動をみたいな文言を事務局で項目をふやしてもよろしいでしょうか。

それは別に今に始まったことではありませんので、それをさらに進めていくという意味で。

小林委員長

こういうところに布石を打つという意味合いだと思うのです。それから今、教育長が言われたように、もう小中連携教育を当然やってきているわけですから、それとともに中野が以前からやっていた保・幼・小、それから保・幼・小・中の連携というか組織もやっぱり子どもという児童・生徒に限らず、幼児も含めて、保育園も含めての連携というのが一番図りやすい組織だなというので、そこら辺を少し強調できるというか。今、義務教育の年限を引き下げようというのも決まって、そうなるこれからますます保・幼・小の連携が問われてくるのではないかなというふうに思うのですよね。だから、その辺のところもちょっと意識づけするというか、そういうことも必要かなというふうに考えました。

ここで休憩をいたします。

午後 7 時 18 分休憩

午後 7 時 20 分再開

小林委員長

それでは、再開をさせていただきます。

平成 27 年度教育予算編成に向けての基本姿勢については、本日、協議が整ったということで確認をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小林委員長

それでは、本件については次回の定例会において議決案件として、審議したいと思いますので、よろしく願いをいたします。

以上で、協議事項の 1 番目は終了いたしました。

協議事項の 2 番目、中野区立小中学校の夏季休業日の変更についての協議を行います。

事務局から説明をお願いいたします。

指導室長

それでは、お手元の資料に基づきまして、中野区立小中学校の夏季休業日の変更についてご説明をいたします。

資料の2番目をまずご覧ください。変更の内容ですが、現在、夏季休業日は7月21日から8月27日までというふうにされておりますが、これを7月21日から8月31日までに変更するものであります。

理由は1番目のところをご覧ください。まず1点目が、児童・生徒の学力の確実な定着を目指します。学力調査の結果等でフタコブラクダになっているとか、またできるお子さんとなかなか習得が難しいお子さんの幅が大変大きくなっているというところから、各学校では現在も夏季休業日を活用した補習等には取り組んでいるのですが、もう少しそこに力を入れていかないと、全体を引き上げることは難しいだろうなと思っておりますので、ただ単に夏休みを延ばすのではなくて、そこで生まれた日にちを補習等にまず力を入れるということが1点目です。

2点目が、これは中学校の部活動との関係であります。8月31日まで夏休みをとっている区市も多い中で、対外試合等でやはり多少不都合が出てきているということが中学校の校長会からも毎回のようにお話をいただいております。そのあたりの大会の日程等で、それが円滑が進むようにということで、今回の新しい指導要領の中でも、部活動は教育活動に準ずるものであるということの規定も明確にされておりますので、そのあたりを配慮したものです。

3点目なのですが、夏季休業日が短くなった中で、教員研修の日程がなかなか取りづらいというところも生まれてきております。若手教員が非常にふえている中で、きちんとした研修を3年目ぐらいまでは実施をするということは必要だろうなというふうに思っています。夏季休業日をふやす中で、教員研修の日数をふやしたいということ。以上3点が変更の理由です。

実施時期は、来年4月1日からを考えてございます。それに伴って中野区立学校の管理運営に関する規則の規定を整備する必要がありますので、それは裏面に新旧対照表がございまして、ごらんいただければというふうに思います。

今後の予定ですが、また表面にお戻りいただきたいのですが、10月3日の教育委員会の第27回定例会で議案を提出させていただきまして、7日の子ども文教委員会で報告をしていきたいというふうに考えてございます。よろしく願いいたします。

小林委員長

それでは、ただいまの説明につきまして、ご質問、ご発言がありましたらお願いをいたします。

渡邊委員

これは8月27日から8月31日まで4日ほど休みが延びるかと思うのですが、授業の日程その他、調整されたお休みとかそういったものについては何ら問題はないのでしょうか。

指導室長

現在土曜日の授業を実施しているということもございますし、また、例えば都民の日が今お休みになっているのですが、そのあたりのところも少し検討する中で、授業の時数には影響はないというふうに考えております。

小林委員長

ほかにいかがでしょうか。ちょっと参考までに。今、土曜日の授業は大体どれぐらい実際には行っているのでしょうか。実態がわかればお願いします。

指導室長

現在年間で8日間です。8回の土曜日が授業日となっております。

小林委員長

そうするとそれは半日ですからちょうど4日分という状況、それとも午後までやっているケースもあるのですか。

指導室長

基本的には午前中3時間ですので、24コマ分ということで、4で割りかえすと6時間になりますので、それで十分かというふうに思います。

小林委員長

ほかにいかがでしょうか。

大島委員

根拠法令のことをちょっと今考えていたのですが、今回のように夏季休業日の期間を変更するのは、この裏面にある中野区立学校の管理運営に関する規則という、ここで決まっているのでこれを改正すればいいのだということですが、ということは、こういう夏季休業の日程というのは各区で、というか地方自治体で決めていいということなのではないかというのが一つ。

それから、前期と後期と2期制にしましたですね、中野区は。あれは何の規則あるいは条例とかを変えてやったのでしょうかという質問です。

指導室長

二つとも同じ答えになりますが、学期ですとか休業日については当該学校を設置する自治体の教育委員会が定めるということになっておりますので、中野区立学校であれば中野区教育委員会が定めるという形になっております。

大島委員

ということは、この中野区立学校の管理運営に関する規則で決まっているということで、上位の条例での定めというのではないのでしょうか。

指導室長

教育委員会が規則で定めることができるということです。

高木委員

変更の理由は大変もつともですので、私もクラブの対外試合ができないというのをちょっと聞いたことがありますので、8月31日まで夏季休暇を延ばしても年間授業実数の確保に支障がないということであればこちらでよろしいと思うのですが、ただ、参考までに例えば23区で8月31日まで休みになっている区は大体何区ぐらいなのか、わかれば。

指導室長

23区のうち、日数には多少幅がありますが、10区が短縮をしてございます。ですので13区が8月31日までとなります。

小林委員長

それでは、この件についてほかにご意見、ご質問等よろしいでしょうか。

それでは、中野区立小中学校の夏季休業日の変更については、本日協議が整ったことを確認したいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、本件については次回の定例会において、中野区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を議決案件として審議したいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で、協議事項の2番目が終了しました。

ここでお諮りをいたします。本日の報告事項の2番目、中野区立小中学校施設整備計画案に関する意見等については、協議事項の3番目と関連する内容となりますので、日程の順序を変更し、事務局報告事項の2番目の報告を先に行いたいと思いますが、ご異議あり

ませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小林委員長

ご異議がありませんので、事務局報告事項の2番の報告を先に行うことといたします。

それでは、事務局報告事項2番目、中野区立小中学校施設整備計画案に関する意見等についての報告をお願いいたします。

副参事(子ども教育施設担当)

中野区立小中学校施設整備計画案に関する意見等について、ご説明いたします。

まず1番の意見聴取した関係団体等でございますけれども、ごらんのとおりでございます。そのほかですけれども、教育委員会ホームページで意見等の募集を図ったというところでございます。

2番目の主な意見、質問とそれに対する回答でございます。(1)がこれからの学校施設整備についてというところで、順番にお話していきますけれども、まず、地域施設との併設、それと複数の学校での共同利用について具体的に想定している施設等はあるのかという質問等がございました。それに対しては、地域施設等との併設は、子どもたちが違う施設の利用者との交流ができ、また施設を共同利用することで敷地を有効活用できるメリットがあるので、大規模改修、改築に当たり検討していくという答えで返してございます。

次に、この計画案について、大規模改修、改築のための計画なのか、個別の改修計画はないのかという問いに対しては、この計画案自体は大規模改修、改築のための計画であるというところ、それと特別教室の冷房化とかトイレの改修などの個別な改修ですけれども、この計画案を踏まえて計画的に進めていくという答えをしてございます。

意見でございますけれども、改築に当たって一般開放とか目的外利用を考慮して、区民が利用しやすいように施設の配置、それと動線を検討してもらいたいという意見が出されてございます。

(2)が改修、改築に当たっての課題についてでございますけれども、質問が、再編対象校と建築後50年を迎えた学校について耐力度調査を実施しているが、なぜ全校を調査しなかったのかという問いに対しては、大規模改修と改築に必要な経費、それと耐力度調査の結果による補助金等の活用など、今後の学校施設の整備計画の策定に向けて耐力度調査を実施したものであるというところ。それと他の学校については建築後50年を迎える時期に調査を実施していくということで答えてございます。

次に、耐力度調査を実施していない学校の耐力度についてですけれども、建築後 50 年を経過した耐力度調査を実施した学校よりは高いと考えてよいのかというところでございますけれども、一概には言えませんけれども一般的には経年劣化により低くなりますので、築年数が 50 年未満の学校のほうが高いと考えてございます。

それと特別支援学級の仮校舎への配置については配慮してほしいということですが、これについては仮校舎にも特別支援学級の配置を考えていくというところで答えてございます。

それと、仮校舎に移転する時期に指定校変更を特例として認めてほしいという質問がございました。これに対しては工事期間中の仮校舎の使用ということですので、指定校変更を特例として認める予定はないということで答えてございます。

裏面にいきまして意見でございますけれども、工事期間中の仮校舎までの通学距離、それと安全対策についてでございますけれども、PTAなどと相談しながら十分に対応して行ってほしいということ。それと仮校舎までの通学距離が長くなります関係でスクールバスの運行、それと路線バスの利用をしながらの通学を認めてほしいということも言われてございます。

(3)でございますけれども、小中学校施設整備計画についてですけれども、大規模改修、改築に向け今後説明会等は開催するのかということでした。それに対しては適切な時期に開催いたしますということで答えてございます。

それと、仮校舎の改修内容についてでございますけれども、どのような改修を行うのかとか、あと、体育館の雨漏りなども改修してもらえるのかという質問等に対しては、基本的には仮校舎の改修は必要となる教室の整備というのを行っていきますけれども、そのほか不具合がある場合には必要に応じて改修をしていくということで答えてございます。

それと次に、大規模改修の前に体育館の冷房化はできないのかという問いに対してですけれども、大規模改修にあわせて冷房設備を設置していくことは最も効率的として考えてございますので、大規模改修の時期に行っていくと答えてございます。

意見でございますけれども、大規模改修、改築まで相当の期間がございまして、それまでに必要な改修はしてほしいということをお願いいたします。

(4)でございますけれども、標準仕様について。まず、標準仕様は大規模改修にも対応しているが、既存の教室面積は広がるのかという質問に対しては、大規模改修の場合は既存の校舎を活用していきますので、く体等変更できないために教室の面積は現在の面積と

同じになるということで答えてございます。

あと、技術室と家庭科室ですけれども、木工室と金工室を技術室の場合1室にする。家庭科室の場合は被服室と調理室を1室としますけれども、どのような工夫により行えるのかということに対しては、両方とも面積を広めにとりながら、技術室では木工用と金工用の機械を置くスペース、それと作業机を置くスペースに分けて工夫していく。家庭科室は壁面あるいは窓面に調理台を置きながら、中央部には被服や食事のできる机を置くなどして工夫していくということで答えてございます。

それと中学校の家庭科室でございますけれども、やはり被服と調理の2室を設けてほしいという質問がございました。これに対しては家庭科自体の授業時間数が少ないことと、教室の授業時間数の稼働率が低いことから1室としていきます。また、最近改築した他区においても家庭科室を1室にしている状況がございますので、学校運営上問題はないということでお答えしてございます。

次に、コンピュータ室の関係でございますけれども、将来的に無線LANにより普通教室などを活用してコンピュータ授業を行うということですが、児童・生徒の全てがノート型パソコンを持つ必要があったり、また、プリンターとかサーバーをどうするのかとか、あと、ノート型パソコンの移動とか充電を考える必要があるということで質問をいただいております。それについては既にノート型パソコンとかタブレット端末を活用した授業を行っている自治体も出てきているという状況がございまして、また、複数のノート型パソコンを充電できる移動式の収納庫などもございまして、将来的には無線LANにより全ての教室でノート型パソコンとかタブレット端末を活用した授業が行えるようにしたいと考えてございます。

それと次に、標準仕様の目的でございますけれども、シンプルでコンパクトな学校施設を目指すとされているが、要するに経費の削減だけを目的としているのではないのか。児童・生徒のため安全な施設に向け施設整備を進めるべきではないのかという質問がございました。これに対しては、標準仕様自体は限られた敷地の中で効率的・効果的な施設整備を行うことや今後展開される教育活動に相応した施設、設備を確保できるように定めてございます。安全面については十分配慮して整備を進めていくということでお答えしてございます。

それと一番最後になりますけれども、小中学校の全学年で35人学級に移行していくと思われるが、標準仕様の変更等はないのかという質問に対しては、現時点では40人学級を想

定して標準仕様を定めてございます。今後ですけれども社会状況の変化とか教育活動の変化などを踏まえまして、必要に応じ標準仕様等の見直しも行っていくというお答えをさせていただきます。

簡単でございますけれども、私からは以上です。

小林委員長

ただいまの報告につきまして、質問等ご発言がありましたらお願いをいたします。

高木委員

これ報告ということですので、もうこういうふうに質問とか意見があって回答しましたよということだと思っておりますが、(4)の標準仕様についての4番目のコンピュータに関するところは回答になっていないような気がするのです。質問の方は、1、児童・生徒全員がノートPCやタブレット端末を持つ必要があると思っておりますがどうですか。やっている自治体もあります。これは回答になっていないですよ。あと、プリンターやサーバーをどうするのですか。各教室でやるということは教室にプリンターがないと印刷ができないので、あとサーバーの管理をどうするのですか。何も書いていないですよ。全員が持つという前提だと、例えば充電はどうするのですか。書いていないですよ。複数のノート型PCを充電できる収納庫は現状でもう置いていますから、そうではなくて台数がふえていったときにどうしますかと言っているのです、これでいいのですか。

副参事（子ども教育施設担当）

おっしゃるとおりということになりますけれども、今課題等が解決されていない状況でございますので、将来的にはこの課題等を解決しながら多目的室とか普通教室でコンピュータ授業をしていきたいと思っておりますけれども、その課題が解決されるまでは当分の間、コンピュータ室を活用しながら授業を行っていくところでございます。

内容の回答の仕方については、また検討させていただきます。

高木委員

もう答えてしまったものについて今から直せないと思うのですが、基本的には区民、小学校PTA連合会、中学校PTA連合会、町会、連合会、校長会、あるいはホームページで意見をいただいた方ですよ。であれば、いいぞって回答ができるかどうかは別として、質問に対しての回答にはなっていないとまずいかなと思います。

あと、やはり今回施設設備整備計画ということで、標準仕様というのを出したということは、こういう教育をしますよということをおおむね想定して、それについてこうい

う共通のプラットフォームをつくりますよということですから、それに対してではどうなのですか、これから検討しますというのは本当は本質的にはちょっとおかしいですよ。

なので、考え方として今の段階で将来の無線LANの仕様が規定できないというのは、それは全くそのとおりだと思うのですが、ただ、標準仕様と出している以上、やっぱりそこはその説明できる場所がないと、そもそも標準仕様って何ですか。では、ころころ変わるのですかという形になってしまうので、もちろん、これからの標準仕様は一回つくってそれっきりではないと私も理解していますが、その中で特にこのPCの件と家庭科室の件はいろいろとご意見も出ていて、まだ検討が今後引き続き必要だと思いますので、今の施設整備計画を直す直さないということはちょっと置いておいて、やっぱり課題として我々も認識しておく必要があるかなと思います。

副参事（子ども教育施設担当）

今の高木委員からいただいた意見ですけれども、子ども教育施設担当のほうとしても課題として認識して、今後とも検討していきたいなとは思っています。

高木委員

意見の中で、裏面の上のほうで、例えば通学距離安全対策についてPTAや保護者などとも相談しながら十分に対応を図ってもらいたい。安全対策はいいと思うのですが、通学距離って相談するのはもう難しいですよ、仮校舎が決まってしまうと。あるいはスクールバスの運行とその下にありますが、路線バスの利用というのはケース・バイ・ケースで考えられると思うのですが、スクールバスの運行はちょっと難しいと思うのですよ。この意見に関してもらえばなしで回答はしなくていいのですか。それとも例えばこれからの中で何か教育委員会で議論して回答していくような形になるのですかね。

副参事（子ども教育施設担当）

これから具体的な計画を練っていかないといけないということになりますので、その過程で学校とかPTAと協議をしていかないといけないので、その過程の中でいろいろと相談して行って、こういう事情についても話していきたいなというところでございます。

高木委員

対応としてはそれでいいと思うのですが、どういう切り口で意見を募ったかの詳細がわからないのですが、言った方は対応がないとこれで対応してくれると思ってしまう可能性もあるので、例えばこれに対しては今回答しなくても結構ですが、例えばスクールバスの運行とか通学距離については、いつぐらいまでには例えば意見というか、

注文がついているわけですから、それはやっぱり持ったほうがいいかなと思うのですけれどもね。

田辺教育長

いろいろなところで意見交換をさせていただいたのですけれども、ご要望として承るということで回答を求められているような内容ではないということだと思うのですけれども、それでいいのですよね。

副参事（子ども教育施設担当）

一応要望ということではいただいていますので、回答を求められているわけではございません。

小林委員長

今の内容については、高木委員のお話のとおりある程度の教育委員会としてのスタンスを深めておくとか確認しておくというものも必要になってくると思います。

それから、技術室、家庭科室の木工・金工、被服・調理に関しては、やはりかなり根強く今後も出てくる可能性があると思うのですが、これに関しては中野中ももうこういうふうになっていますので、そのリサーチとか、それから他の地域のリサーチを進めておいて、実際には確かに形として厳しいとは思いますが、実は私自身も学校にいたときに同じような経験をしまして、実際にやってみると計画的にやれば支障なくできるのですね。でも、もちろんあったらあったでいいというのは、もちろんそれはそういうご意見もまた尊重しなければならない部分もありますので、いろいろと実際に教育課程上支障がないのだという部分を、先行例を少しでも情報を集めておくということが必要かなと思います。

確かに時間数と教科に関して、一つの教科で、分野は違うのですけれども四つの部屋を専有するというのはかなり効率的には低いのですよね。ですから、その辺を考えるとどちらがいいかということになっていくと思います。

副参事（子ども教育施設担当）

この家庭科室とか技術室のことなのですけれども、国のほうで学校施設の長寿命化改修の手引きというのが出されていて、この中に施設整備の考え方というのも入っていて、例えば特別教室の高度化を図る場合、どのような点に留意すればよいですかという質問の部分がありまして、国の回答としては、汎用性を持たせる工夫とか使用頻度等を考慮してより質の高い特別教室を整備するというので、具体的に家庭科室を2室のところを、被服と調理の部屋を1室にしていくという事例が載っていたりするので、

国の考え方としては使用頻度とかそういうものを考えながら1室にしていって、より多機能な部屋をつくっていくという方向では考えているというところでございます。

高木委員

今の説明は全くそのとおりだと思うのですが、そういう説明をしてしまうと、意見や質問の中にあつた、経費の削減だけを目的にしているのではないですかということに対して反論できなくなってしまうのですよね。ですから、委員長がおっしゃったように、こういうふうにすれば授業に支障がないですよという事例を出すとかしていかないと、あくまで国が言っているというのはこういう方法もありますよということであつて、しろということではないですし、こういうふうに効率化するのだったらこういうのができますよという事例でしかないわけですから、今の説明は教育委員としては理解しますが、関係者に対して今の説明をしてしまうと、多分ひどいことになってしまうので、もうちょっと工夫されたほうがいいと思います。

田辺教育長

今回初めて中野区として標準仕様という形でここに取りまとめさせていただいているのですが、今の問題、大きい問題だと思いますが、それ以外に教育委員会の中で、例えば校長室の応接の機能であるとか、休憩室のこととか、一応文言としては入っていますが、今後具体的に個別の学校を改修したり改築したりしたときに、まだ課題としてそれまでの間検討していく必要があるというふうに私どもも認識しています。この標準仕様はこれでいくのだというのではなくて、あくまでもスタンダードでありますので、その辺についてはこれからも十分研究させていただきたいと思っています。

大島委員

一番初めの質問についてなのですが、地域施設との併設とか複数の学校での共同利用ということで、想定している施設はあるのかという質問で、回答があるのかということに答えていない回答なのですが、回答は回答として、具体的に何とか小学校を何とかにするとか、そういう具体的にはまだないという趣旨で理解していいのでしょうか。まだないけれども今後大規模改修等に当たってはそういうことができるかどうかということも検討していくという基本姿勢みたいな、今のところはそういう段階だということによろしいのでしょうか。

副参事（子ども教育施設担当）

具体的にどこの学校と、どこの学校の施設を共同利用するとか、どこの学校のところに

地域施設を入れるとか具体的なところは持ってございません。ただ、基本姿勢としてはこういう検討も必要だろうということで、大島委員がおっしゃるような段階とさせていただきます。

小林委員長

ほかによろしいでしょうか。

それでは、まだいろいろな角度から細かい部分はあろうかと思いますが、一応きょうのところで、報告についてはここで終了いたしまして、協議事項の3番目、中野区立小中学校施設整備計画についての協議を進めたいと思います。

それでは、事務局からお願いいたします。

副参事（子ども教育施設担当）

中野区立小中学校施設整備計画について説明します。中野区立小中学校整備計画案に関する意見等も踏まえまして、内容を検討してみたところでございますけれども、文言等の整理をしてございますけれども、基本的な内容等については特に変更はございません。

以上のとおりです。

小林委員長

では、ただいまの説明についてご質問、ご発言がありましたらお願いいたします。

大島委員

スケジュール的なことなのですけれども、大分もう協議も重ねてきたわけですからけれども、きょうのは計画ということで案もとれているのですけれども、今後はどんなふうに行進していくという、事務局としては想定しているのでしょうか。

副参事（子ども教育施設担当）

今後の予定でございますけれども、今、第3回定例議会が行われておりまして、10月には子ども文教委員会が開かれる予定でございますので、当教育委員会でこの計画が策定された後に子ども文教委員会に報告し、そのあと各団体等に報告していくという予定になってございます。

高木委員

中野区立小中学校施設整備スケジュールの中の平和の森小学校でございますが、平和の森小学校はもともと第1次の中で、平成23年4月には新校舎に移転ということで計画をしていたところだと思うのですが、法務省の移転がちょっとおくれてしまった結果、なぜかこのところのスケジュールに入ってきていると思うのです。途中経過の中で、現在私が

お聞きした記憶だと、平成 26 年度に移転先のほうの法務省の工事がスタートして、平成 28 年度に完成。ここのとおり平成 31 年度に移転ということになっているのですけれども、現状でこのスケジュールはもうさらに後ろに行くということはないのでしょうか。

副参事（子ども教育施設担当）

現状ですけれども、本体工事、法務省矯正研修所移転先の国際法務総合センターですけれども、本体工事自体がまだ始まっていないという状況で、ただ、法務省のほうからは平成 28 年度中にはしゅん工予定だということで情報の提供がある状態ですので、それをもとにして想定したスケジュールということで、今後の展開についてはスケジュール表の欄外の 3 番目に記載してございますけれども、今後、法務省との調整によって移転の時期が変更となる場合もございますという表現で記載してございます。

小林委員長

ほかにご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、中野区立小中学校施設整備計画については、本日協議が整ったことを確認したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは、次回の定例会において中野区立小学校施設整備計画を議決案件として審議したいと思いますので、よろしく願いいたします。

なお、今後、言葉のてにをは等軽易な修正があるかもしれませんので、その件については教育長に一任したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

小林委員長

それでは、軽易な修正につきましては、教育長に一任することといたします。

以上で協議事項の 3 番目が終了いたしました。

次に事務局報告事項の第 1 番目、子ども・子育て支援新体制における区立幼稚園利用者負担の考え方について案の報告をお願いいたします。

副参事（保育園・幼稚園担当）

それでは、お手元の資料によりまして、子ども・子育て支援新制度における区立幼稚園利用者負担の考え方について案を説明させていただきます。

まず、1 番でございます。子ども・子育て支援新制度における幼稚園でございますが、新制度は幼稚園や保育園など教育・保育共通の財政支援のための仕組みでございます。保

護者からの申請を受け、お子様を認定区分により認定いたしまして、幼稚園などを利用する場合に、その費用を保護者に給付するというものですが、実際は給付は確実に教育・保育の費用に充てるため、直接幼稚園等に支払うといったものになります。

2番の新制度における区立幼稚園でございます。幼稚園に関しましては新制度への移行は現在任意とされてございますけれども、公立幼稚園については移行が前提というふうにされているものになります。

幼稚園における利用者負担でございます。利用者負担に関しましては、世帯の所得の状況等を勘案して定めることとされてございまして、現在の幼稚園の利用者負担の水準をもとに、国が定める水準を限度として区が定めるというような制度設計になってございます。なお、制度に移行する私立幼稚園に関しましては、区の定めた保育料を徴収するといったようなことになってございます。

4番の区立幼稚園の利用者負担についてでございます。新制度に関しまして、今申しましたとおり、利用者負担の設定に関しましては区における現行の利用者負担水準を踏まえて、新制度の円滑な移行のための観点、それから区立施設の役割、意義などを考慮いたしまして区が判断すべきというふうに国が申しているものになります。

(1)現在の区立幼稚園の利用者負担でございます。①②のとおり入園料、それから保育料に関しましてご負担をいただいているものになります。

(2)入園料でございます。新制度におけます私立幼稚園の入園料に関しましては、保育料とともに教育に要する費用を賄うために徴収しているものと考えられ、教育・保育に要する費用の対価として負担を求める費用は、所得に応じて区が定める保育料を毎月徴収することにより賄うことが基本とされているものになります。このことから、区立幼稚園の入園料に関しては徴収しない方向で検討していきたいと考えているものになります。

裏面にお進みいただきたいと思います。(3)保育料についてでございます。ア、これまでの幼稚園の保育料でございますが、先ほども少しお話をさせていただきました。①の区立幼稚園の保育料に関しましては、一定の減免はございますけれども、現在1万1,350円の一律負担となっているものになります。それと現在私立幼稚園の保育料でございますけれども、各幼稚園が定める金額を幼稚園に納入後に、就園奨励費により所得に応じた補助を行うといったところで、実質的な応能負担になっているという状況がございます。それから、平成22年までに私立幼稚園の保護者補助金を引き上げると同時に、区立幼稚園の保育料を引き上げるといったところで、保育料については、現在私立・区立一定の公平性が確

保されていると考えているものでございます。それから、私立幼稚園に関しましては、保育料以外にも、幼稚園固有の納付金があるものでございますけれども、その点は私立幼稚園での独自の教育といったところがございまして、そこは同列に議論することは避けるべきというふうに考えてございます。

新制度における幼稚園の保育料についてでございますが、①は新制度に移行する私立幼稚園の保育料でございますが、あらかじめ就園奨励費を踏まえた応能負担となるというところで、区のほうでも今検討を進めているものでございます。

②私立幼稚園との保育料の負担の公平化というところがございまして、区立幼稚園の保育料に関しましても、応能負担への変更を検討してまいりたいというふうに考えてございます。

別紙のほうをつけさせていただいてございます。こちらの別紙のほうで区立幼稚園のイメージというところでお示しをしているものでございます。表の右から2番目の利用者負担額、こちらのほうが国の資料に基づいておりまして、実際の保育料の全国平均から就園奨励費等の補助単価を差し引いた実際の保護者の方のご負担の金額が大体こういったところになるだろうというところでございます。それに現在区のほうで1万2,000円の保護者補助というのを毎月保育料に関しては実施してございますので、その1万2,000円をこの利用者の負担金額から差し引いたといったところでの実質的な利用者負担を区立幼稚園の保育料として設定できないかといったところで、検討を進めていきたいというふうに考えてございます。

また、2ページのほうにお戻りいただきまして、今後のスケジュールでございます。区立幼稚園の保育料を含めまして、新制度に移ります保育施設を含めた保育料に関しましては、中野区の子ども・子育て会議のほうでも今検討を進めさせていただいているところでございます。その検討を進めると同時に、この教育委員会のほうでも区立幼稚園の保育料に関してはご協議をいただきまして、パブリック・コメント手続を経て、来年に入りましてから教育委員会でのご審議、それから区議会第1回定例会におきまして条例の改正といったような提案につなげてまいりたいというふうに考えているものでございます。

報告は以上でございます。

小林委員長

ただいまの報告につきましては、質問等ご発言がありましたらお願いいたします。

高木委員

ちょっとよくわからない部分があるのですが、1ページの3番の幼稚園における利用者負担のところ、制度に移行する私立幼稚園は区が定めた保育料を徴収しと書いてありますよね。2ページの(3)のイの①で、新制度に移行する私立幼稚園保育料は、あらかじめ就園奨励費を踏まえた応能負担となるとあるのですが、今回のこの報告については、あくまで区立幼稚園の応能負担ということで別紙のとおり出ていると思うのですが、新制度に移行する私立幼稚園の保育料というのはこれではなくて、また別の体系で設定されるという理解でよろしいのですか。

副参事（保育園・幼稚園担当）

ちょっと私の説明がちぐはぐなところがございまして申しわけございません。私立幼稚園の保育料に関しましても、今回別紙でお示ししておりますこういった形での区立幼稚園と同じような保育料の負担というところを考えてございまして、今までは私立幼稚園独自に保育料を定めておりましたが、今回来年度から新制度に移行する幼稚園に関しましては、区のほうがこの別紙のような保育料を定めまして、私立幼稚園がおのおの徴収するという事で、区立と私立と同様の負担をお願いしたいというふうに今検討を進めているところでございます。

高木委員

そうすると、2ページのイの新制度における幼稚園保育料については、①と②と書いてありますが、これは結果的には私立幼稚園が新制度、子ども・子育て支援新制度に移行する場合は、分けて書いてありますけれども今回の案が適用されるという理解でよろしいのでしょうかというのが一つと、あと、1ページの(3)の後半、公定価格との差額の給付から受けることになるかとあるのですが、先ほどの1万2,000円というのがこの公定価格ということなのでしょうか。

副参事（保育園・幼稚園担当）

まず、2ページの(3)のイの①、②でございしますが、結論から申しますと、私立と区立と同じ保育料のご負担を応能負担でお願いしたいというところでございます。それから、公定価格の話でございしますが、1ページに戻っていただきますと、公定価格と申しますのは、国が定めた幼稚園の運営経費ということでございまして、そこに区が定めた保育料を幼稚園は徴収していただきまして、公定価格に足りない部分は区のほうから給付をするというような制度設計になってございます。したがって、1万2,000円に関しましては、あくまでも区が定める保育料に対する補助というような考え方を現在持っているものでござ

います。

高木委員

先日の新聞報道ですと、新しい制度に移行していったときに、特に私立幼稚園に関しては、ある程度の規模がある幼稚園の場合、私学助成のほうがスケールメリットがあって補助金が多いので、この差額負担で賄えないので二の足を踏んでいるのではないかという話があったと思うのですが、まさに今の説明だと、この公定価格というのが私も理解が足りなかったのですが、タイトルが利用者負担と書いてあったので、利用者の方に対すると思い込んでしまった。そうではなくて、区の定めた保育料だと多分現行私立幼稚園から移行したものだとは賄い切れないので、その分を出しますよという金額という理解でよろしいのでしょうか。確認なのですが。

副参事（保育園・幼稚園担当）

今、高木委員がおっしゃった新聞報道の話でございますが、公定価格そのもの、新聞では認定こども園が大きく取り上げられたところがございますけれども、幼稚園や認定こども園を運営する総経費といったら何ですけれども、国が定めたその経費がそもそも現実よりも少ないのではないかというような報道になってございます。ですので、そのお話と今回、保育料のお話はまた別でございますして、保育料に関しては公定価格の中の一部を占めるものでございまして、保育料と公定価格の差額を区が給付するというような話になってございますので、そこは若干ニュアンスが違うところかなというふうに思っております。

高木委員

詳細な説明ありがとうございます。この案に関しては応分負担ということなのですが、現状よりも利用者の方の負担がふえる案ではないので、基本的には賛成なのですが、ちょっと区立幼稚園から移行するところとの関係がちょっとわからなかったもので、質問させていただきました。

副参事（保育園・幼稚園担当）

現行よりおおむねふえる方はいらっしゃるかと思いますのですが、今の案でいきますと、若干別紙の表の右下にありますように、1万3,700円のご負担をいただく方が出てきますので、現行の1万1,350円に比べれば少しふえる方も恐らく少しはいらっしゃるかなというのは、今、想定しているところでございます。

小林委員長

ほかにいかがでしょうか。

大島委員

私立幼稚園に通わせている保護者の方の場合、2ページのところの上のほうに私立幼稚園、これまでのことですけれども私立幼稚園には固有の納付金というのがあると。私立幼稚園だといろいろ独自の教育なんかもやっているのということで、独自の納付金があった。今まではその私立幼稚園で設定していた納付金とか月々の費用を払っていたと思うのですけれども、今度は私立でも、この3ページ目、別紙のほうに書いてある例えば推定年収が270万円までの区民税非課税世帯という場合、実質的にはゼロですか。この一番右に書いてある金額、これだけを払えば私立でも通えと、こういうことになるのでしょうか。

副参事（保育園・幼稚園担当）

私立幼稚園のお話になりますけれども、保育料に関しましては、もし新制度に移行した場合に、この表でいきますと、生活保護世帯の方は保育料は自己負担なしで私立幼稚園も利用できるようになります。ただ、2ページのほうでふれさせていただいているように、私立幼稚園に関しまして、現行、例えば入園料で中野区ですと大体10万円とか8万円の入園料、それから園によって様々ありますけれども、施設整備費という形で保育料のほかでのご負担をお願いしている園もあるということをご把握してございます。新制度に移りますと、そういった現行の私立幼稚園の運営費と公定価格を比べて、そこが足りない場合は特定負担額、もしくは上乗せ徴収という形で保護者の方に事前に書面で説明して、同意を得て、徴収しなさいというような今、制度設計が進んでございますので、保育料としてはゼロになっても、そのほかのご負担が生じるといった可能性はあるのかなというふうに考えてございます。

高木委員

今の件なのですけれども、新制度に移行しない幼稚園というのは発生する可能性がありますよね。その場合は、全くこの別紙の金額とは関係なく徴収するという理解でよろしいのでしょうか。

副参事（保育園・幼稚園担当）

新制度に移行しない幼稚園に関しましては、今と全く同じように基本的には私学助成と、それから保護者の方にご負担いただく保育料をベースにした運営ということになります。なので、基本的には例えば月2万円ですとか、3万円の保育料を納めていただいて、その後、保護者の方に区のほうで就園奨励費ですとか、保護者補助という形で保護者の方に補助をして、実質的な応能負担にしていくというような形を続けていくということになります。

田辺教育長

直接保育料とは関係ないのですけれども、この資料の1番にある子ども・子育て支援新制度における幼稚園ということで、区立幼稚園は新制度に移行することに必然的になるわけですが、ここに書いてあるように、就学前の子どもの保護者から申請を受け、認定区分によって認定し、幼稚園を利用するという仕組みに区立幼稚園はこれからなるのですよね。それ以外に区立幼稚園は新制度になることによって変化することってあるのですか。

副参事（保育園・幼稚園担当）

新制度への移行に関しましては、今、教育長のほうからお話があったとおり、新制度に移行するお子様に関しては、幼稚園の場合は、教育標準時間認定1号認定という形の認定をさせていただくのが一つ、それから保育料に関しましては私どもが検討してございますので、そういった保育料が変更になるのが一つ、あとは実質的には変更がないものというふうに考えてございます。

高木委員

もう一つだけ質問ですが、既に在席しているお子さんについては新制度のほうに切りかわるのでしょうか。それとも卒園までは今のスキームの中で移行するのでしょうか。

副参事（保育園・幼稚園担当）

こちらのほうは、在園されている方に関しましても移行するというので、新しい制度の適用になるものでございます。

小林委員長

ほかによろしいですか。この件についてはよろしいですね。

ほかには報告事項はございますでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

ございません。

小林委員長

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、教育委員会第7回臨時会を閉じます。

午後8時22分閉会